

最低賃金の減額の特例許可制度について

岐阜労働局

1. 最低賃金減額特例許可申請について
2. 申請書提出における注意事項について
3. その他注意事項について

1. 最低賃金減額特例許可申請について

そもそも最低賃金とは？

・最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

・最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、**セーフティネット**として各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

・令和6年10月1日から岐阜県地域別最低賃金が1001円に改定されました。



岐阜県 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

1,001円

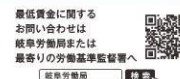
前年比
51円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



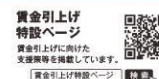
最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金 特設サイト



最低賃金に関する
お問い合わせは
岐阜労働局または
最寄りの労働基準監督署へ

岐阜労働局



賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに際した
支援策等を掲載しています。



中小企業事業者の皆さんへ
業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

1. 最低賃金減額特例許可申請について

最低賃金減額特例許可とは？

一般の労働者より著しく労働能力が低い、労働時間において手待ち時間が多く実作業時間が少ないなど、特定の労働者について、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることで個別に最低賃金から減額した賃金を支払うことを可能とした特例許可制度



1. 最低賃金減額特例許可申請について

最低賃金減額特例許可とは？

つまり...

局長の許可を要件として最低賃金法第4条に規定する最低賃金額からの減額が可能となる制度



申請において、減額特例の許可が必要か、支払賃金額が適正であるか等といった点を考慮し、適切に申請することが求められる



1. 最低賃金減額特例許可申請について
2. 申請書提出における注意事項について
3. その他注意事項について

2. 申請書提出における注意事項

提出書類は？

・許可書、必要書類を準備のうえ、許可書については事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄労働基準監督署へ**2部**提出する。

提出書類（一例）

精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者

（最低賃金法第7条第1号）

【必要書類】

- ・精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書（様式第1号）
- ・障害者手帳等、精神又身体の障害の程度が客観的にわかる資料の写し
- ・減額率算定表（対象者の労働能率を把握できる資料）
- ・各作業の割合及び労働能率集計表
- ・労働条件通知書
- ・減額特例に対する減額対象労働者からの同意書等

断続的労働に従事する者

（最低賃金法第7条第4号）

【必要書類】

- ・断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（様式第5号）
- ・断続労働の詳細について勤務割表やタイムテーブル、巡回経路図や日報等の資料
- ・労働条件通知書、就業規則、対象者名簿（包括申請の場合）
- ・減額特例に対する減額対象労働者からの同意書等

許可期間ギリギリではなく、早め
早めの提出をお願いします！



たしかめよう！～申請書記入における注意点～



以下3点を特にチェック！

1 従事させようとする業務の種類



業務の種類を具体的に記入すること。
障害者にかかる許可申請については申請のあった業務限定の許可となるため、「**雑務等**」といった**広くとらえられる記入は不可**。

2 減額の特例許可を必要とする理由等



リーフレットを参考に、減額特例許可を必要とする理由を記入すること。
障害者にかかる許可申請においては障害が対象労働者に従事させようとする業務にどのように影響するか、具体的に記入することが必要。

3 支払おうとする賃金－理由



リーフレットを参考に、法令、許可基準に基づき、当該支払賃金及び減額率を定めた理由を記入すること。

精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書（様式第1号）

④「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入して下さい。

⑤「精神又は身体の障害の態様」

「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」「身体障害者手帳」等の公的機関が発行した資料に基づいて精神又は身体の障害の態様及び程度を記入してください。それらの資料がない場合には、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

⑥「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

⑦「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください。（※欄が足りない場合には、別紙（任意様式、参考例5頁参照）に記入して添付して下さい。）

⑧「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。

①「事業の種類」

日本産業分類の小分類（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm）により記入してください。

②「事業場の名称」

法人又は個人事業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

③ 事業場の所在地

都道府県から記入してください。

⑨「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入してください。
地域別最低賃金と特定最低賃金の双方の適用があれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。

⑩「金額」

2頁の3（5）を参考にし、支払おうとする賃金を記入してください。
精皆勤手当、家族手当、通勤手当等最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないでください。

⑪「減額率」

2頁の3（4）を参考にし、減額率を記入してください。小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切捨てにしてください。

⑫「理由」

法令、許可基準に基づき、当該減額率を定めた理由を記入してください（※欄が足りない場合には、別紙（任意様式、参考例6頁参照）に記入して添付してください。）。


様式第1号(第4条関係) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書						
① 事業の種類		② 事業場の名称			③ 事業場の所在地	
その他の各種商品小売業		株式会社スーパー霞ヶ関			東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
④ 減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日		⑨ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名
	江東 一郎	男	昭和63年10月1日			東京都最低賃金
⑤ 精神又は身体の障害の態様	身体障害2級、下肢の障害					最低賃金額
⑥ 従事させようとする業務の種類	販売商品の検品、点検、補充、棚卸し等の業務					1,013円
⑦ 労働の態様	始業時刻午前8時、終業時刻午後5時 休憩時間正午から1時間 作業の詳細は、別紙（※）のとおり。					金額
						811円以上
⑧ 減額の特例許可を必要とする理由等	身体障害により同種労働に従事している労働者の労働能率に比して著しく労働能力が低いため。					減額率
						20.0%
					⑫ 理由	同種労働に従事している労働者の労働能率等と比較し、職務の成果を勘案して別紙（※）のとおり減額率及び金額を定めた。
令和 2 年 4 月 1 日						
東京労働局長 殿					⑭ 使用者 氏名	代表取締役社長 千代田 太郎

⑬「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出してください。

※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出してください。

⑭「使用者」

法人又は個人事業を代表し、申請する権限を有する方が申請してください。また、記名又は署名をしてください。
この申請書に関して、権限のない者が、他人の氏名を使用した場合や無断で内容を変更した場合等は法違反に問われる場合があります。

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（様式第5号）

⑤「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入して下さい。
包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付して下さい。

⑥「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入して下さい（※欄が足りない場合には、別紙に記入して添付して下さい。（参考5頁））。

⑦「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入して下さい。（参考5頁）

⑧「実作業時間数と手待ち時間数」

1勤務における実作業時間数と手待ち時間数を記入して下さい。

⑨「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入して下さい。

①（ ）内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に複数の労働者について申請する場合は「包括」と記入して下さい。

②「事業の種類」

日本標準産業分類の小分類により記入して下さい。

③「事業場の名称」

法人又は個人企業名（屋号）に加え、「本社」「〇〇工場」等の事業場を特定できる名称を記入して下さい。

④「事業場の所在地」

都道府県から記入して下さい。

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（ ①個人 ）				
②事業の種類	③事業場の名称		④事業場の所在地	
不動産管理業	株式会社霞ヶ関 〇〇支店		東京都千代田区〇〇町1-1-1	
⑤減額の特例許可を受けようとする労働者	港 一郎 男 昭和35年10月1日生まれ		⑩減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件 名 東京都最低賃金
⑥従事させようとする業務の種類	寮の管理人業務		最低賃金額	1,013円
⑦労働の態様	調理、買い出し 始業時刻午前9時 終業時刻午後8時 休憩時間1時間（詳細別紙）		⑪金 額	862円以上
⑧実作業時間数と手待ち時間数	実作業時間数	3時間 00分	⑫減 額 率	15.0%
	手待ち時間数	7時間 00分	⑬理 由	手待ち時間の割合や職務の成果等を勘案して別紙のとおり減額率及び金額を定めた
⑨減額の特例許可を必要とする理由等	労働時間において、常態として手待ち時間と実作業時間が繰り返され、かつ、手待ち時間が多く、実作業時間が少ないことから。			
令和 2 年 10 月 1 日				
東京労働局長 ⑭ 殿		使用者 ⑮	職 氏 名	代表取締役社長 千代田 太郎

⑭「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に②部提出して下さい。

※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に②部提出して下さい。

⑮「使用者」

法人又は個人事業を代表し、申請する権限を有する方が申請して下さい。また、記名又は署名をしてください。

この申請書に関して、権限のない者が、他人の氏名を使用した場合や無断で内容を改変した場合等は法違反に問われる場合があります。

⑩「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入して下さい。
地域別最低賃金と特定最低賃金の双方の適用があれば、それぞれの件名及び金額を記入して下さい。

⑪「金額」

1頁Ⅲを参考にして、支払おうとする賃金を記入して下さい。
精皆勤手当、家族手当、通勤手当等最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないでください。

⑫「減額率」

1・2頁の「〇減額率の設定」を参考にして、減額率を記入して下さい。小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切捨ててして下さい。

⑬「理由」

法令、許可基準に基づき、当該減額率を定めた理由を記入して下さい（参考6頁）。

事例 1 許可申請書（障害）

不備があると思われる箇所は？



様式第1号（第4条関係）						
精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書						
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		
老人ホーム		社会福祉法人岐阜労働会		岐阜県岐阜市金竜町5-13		
減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	岐阜県最低賃金
	岐阜 太郎	男	昭和54年2月5日		最低賃金額	1001円
精神又は身体の障害の態様	知的障害（療育手帳判定B）			支払おうとする賃金	金額	801円以上
従事させようとする業務の種類	雑務				減額率	20.00%
労働の態様	始業時刻：9時00分 終業時刻：16時00分 休憩時間：12時00分から13時00分				理由	知的障害のため
減額の特例許可を必要とする理由等	知的障害のため					
令和 7 年 3 月 6 日 岐阜労働局長 殿 使用者 氏名 厚生 太郎 職 理事長						
注意 1 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。 2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。 3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。 4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。 5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。 6 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。						

事例 1 許可申請書（障害）

訂正例



様式第1号（第4条関係）						
精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書						
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		
老人ホーム 老人福祉・介護事業		社会福祉法人岐阜労働会 特別養護老人ホーム長良		岐阜県岐阜市金竜町5-13		
減額の特例許可を受けようとする労働者	氏名	性別	生年月日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件名	岐阜県最低賃金
	岐阜 太郎	男	昭和54年2月5日		最低賃金額	1001円
精神又は身体の障害の態様	知的障害（療育手帳判定B）			支払おうとする賃金	金額	801円以上
従事させようとする業務の種類	雑務 床の清掃、食器洗い				減額率	20.00%
労働の態様	始業時刻：9時00分 終業時刻：16時00分 休憩時間：12時00分から13時00分				理由	知的障害のため 同種労働に従事している労働者の労働能率と比較し、職務の成果等を勘案して別添のとおり減額率及び金額を定めた。
減額の特例許可を必要とする理由等	知的障害のため 知的障害により、同種労働に従事している労働者の労働能率と比べて著しく労働能力が低いため。					
令和 7 年 3 月 6 日						
岐阜労働局長 殿		使用者 職 氏 名		理事長 厚生 太郎		
注意 1 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。 2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。 3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。 4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。 5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。 6 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。						

事例 2 許可申請書（断続）

不備があると思われる箇所は？



様式第5号（第4条関係）

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（個人）

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地		
不動産管理業		株式会社岐阜労働 ながら社員寮		岐阜県岐阜市金竜町5-13		
減額の特例許可を受けようとする労働者	岐阜 花子（女） 昭和45年8月8日生まれ			減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件 名	岐阜県最低値賃金
従事させようとする業務の種類	寮の管理人業務				最低賃金額	1001円
労働の態様	始業時間：22時00分 終業時刻：翌日8時00分 詳細は別紙のとおり				金 額	721円以上
実作業時間数と手待ち時間数	実作業時間数	3時間	0分	支払おうとする賃金	減 額 率	28.00%
	手待ち時間数	7時間	0分		理 由	手待ち時間が多い
減額の特例許可を必要とする理由等	手待ち時間が多い					
令和 7 年 3 月 9 日						
岐阜労働局長 殿		使用者		職 名	代表取締役	厚生 次郎

注意

1 表題の（ ）内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。

2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。

3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、実作業の内容及びその頻度、手待ち時間における労働者の状態等を詳細に記入すること。

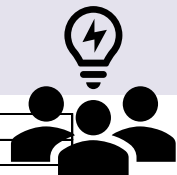
5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。

7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

事例 2 許可申請書（断続）

訂正例



様式第5号（第4条関係）									
断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（個人）									
事業の種類			事業場の名称			事業場の所在地			
不動産管理業			株式会社岐阜労働 ながら社員寮			岐阜県岐阜市金竜町5-13			
減額の特例許可を受けようとする労働者	岐阜 花子（女） 昭和45年8月8日生まれ					減額の特例許可を受けようとする最低賃金	件 名	岐阜県最低値賃金	
従事させようとする業務の種類	寮の管理人業務						最低賃金額	1001円	
労働の態様	始業時間：22時00分 終業時刻：翌日8時00分 詳細は別紙のとおり						金 額	721円以上	
実作業時間数と手待ち時間数	実作業時間数	3時間 0 分			支払おうとする賃金	減 額 率	28.00%		
	手待ち時間数	7時間 0 分							
減額の特例許可を必要とする理由等	手待ち時間が多い 労働時間において、常態として手待ち時間と実作業時間が 繰り返され、かつ、手待ち時間が多く、実作業時間が少ないことから。					理 由	手待ち時間が多い 手待ち時間の割合や職務の成果 等を勘案して減額率及び金額を 定めた。		
令和 7 年 3 月 9 日									
岐阜労働局長 殿			使用者		職 名	代表取締役 厚生 次郎			
注意 1 表題の（ ）内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。 2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。 3 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。 4 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、実作業の内容及びその頻度、手待ち時間における労働者の状態等を詳細に記入すること。 5 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。 6 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。 7 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。									

1. 最低賃金減額特例許可申請について
2. 申請書提出における注意事項について
3. その他注意事項について

3. その他注意事項



精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者

減額率算定表の作業実績について、2週間程度測定しましょう！

- ・労働能率が劣る事実を客観的に証明する資料として、過去2週間程度の減額対象労働者及び比較対象労働者の作業実績に関する資料（減額率算定表）を求めている。2週間程度の作業実績とその平均値を求めるのは、障がい者が曜日、時間帯又は労働時間の長短等によって労働能率に変動が生じる可能性があるため。
- ・減額対象労働者が複数作業を行う場合は、一つ一つの作業について2週間程度の作業実績を測定。
- ・なお、障害者のみが従事している作業については、比較対象労働者の作業実績は2週間でなくとも良い。



3. その他注意事項



精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者

断続的労働に従事する者

許可書と異なる場合、速やかに申請しましょう！

- ・許可後に減額対象労働者の従事する業務や労働の態様（労働時間の変更含む）等に変更があった場合、許可の法的効果は生じない。変更後の業務について改めて許可を受けなかった場合、当該労働者に対して最低賃金を支払わなければならない。
- ・申請者が変更後の業務について新たに許可を求める場合は、併せて、変更前の業務に係る許可について取り消しの手続きを求めること。
- ・断続的労働に従事する者の包括申請において、労働者に入れ替わりがあった場合、当該入れ替わった労働者にかかる新規申請が必要。



3. その他注意事項



断続的労働に従事する者

日によって実作業時間数と手待ち時間数が異なる場合、平均して算定しましょう！

・日によって実作業時間数と手待ち時間数が異なる場合、一定期間ごとに区分した期間のうちのどの期間を取っても当該者の所定労働日数、総所定労働時間数、総実作業時間数及び総手待ち時間数がそれぞれ一律となる一定期間を平均して1日当たりの所定労働時間数、実作業時間数及び手待ち時間数を算定すること。

・このような一定期間が特定できない場合、勤務割表等により減額対象労働者の所定労働日数並びに各労働日ごとの所定労働時間数、実作業時間数及び手待ち時間数が確定できる期間を平均して1日当たりの所定労働時間数、実作業時間数及び手待ち時間数を算定すること。

・一定期間を平均して1日当たりに換算する場合、実作業時間数は秒単位を切り上げ、手待ち時間数は秒単位を切り捨てることにより、分単位とすること。また、所定労働時間数は、これら算出した実作業時間数と手待ち時間数の合計とすること。



－お問い合わせ・パンフレット等－

（１）最低賃金の減額の特例許可申請書様式・記入要領

最低賃金の減額の特例許可申請について

～「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」（最賃法第7条第1号）～

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」には、次のことに御注意ください。

1 労働者の方の障害は、従事しようとする業務の遂行ですか？

単に障害があるだけでは、許可の対象とはなりません。業務の遂行に直接支障を与えていることが明白である、業務の遂行に直接支障があったとしても、そのなければ、許可の対象とはなりません。

※1 許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事し賃金が適用されます。
※2 支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能力の程度と労働能力の程度にも達しない場合をいいます。

2 減額率は労働能力の程度に応じ、職務内容等を勘案

減額率は、比較対象労働者（参考様式5頁）に対するとして、減額対象労働者の職務内容、職務の成果、労働能力の程度を勘案することになります。

3 その他申請に当たり、注意していただきたいこと

- （1）申請に必要な書類（2部提出をお願いします。）
- ・精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者（様式第1号）（3頁、4頁）
 - ・障害者手帳等、精神又は身体の障害の程度が客観的（※ 御本人、御家族等の了解を得た上で、提出していただく。障害が原因となって業務の遂行に直接支障を及ぼす、所轄の労働基準監督署に御相談ください。）（注：精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者（様式第1号）に書き切れない場合は、参考様式記載したものを添付しても差し支えありません。）

※ 申請様式等は、厚生労働省HPからダウンロードが

最低賃金の減額の特例許可申請について

～「断続的労働に従事する者」（最賃法第7条第4号）～

「断続的労働に従事する者」の最低賃金の減額の特例許可申請にあたっては、次のことに御注意ください。

I 減額の特例許可の対象となる「断続的労働」について

最低賃金の減額の特例許可の対象となる断続的労働とは、常態として作業が間欠的に行われるもので、作業時間が長く継続することなく中断し、しばらくして再び同じような態様の作業が行われ、また中断する、というように繰り返されるものであり、実作業時間と待ち時間とが繰り返されて一体として成り立っている労働形態です。

※ 労働時間中の実作業時間と待ち時間が交互に繰り返さない場合や、本来継続的に作業するものであるにもかかわらず、労働の途中に休憩時間を何回も入れるなど人為的に断続的な労働形態を採用した場合は、許可の対象とはなりません。

II その他申請に当たり、注意していただきたいこと

○ 「常態として作業が間欠的である」とは、労働時間中の実作業時間と待ち時間が交互に繰り返されることが、たとえば1箇月のうち数回程度ではなく、常態となっていることを指します。

○ 待ち時間が、実作業時間を上回る労働者のみ、許可の対象となります。

○ 減額率は法令に基づく上限（2頁2参照）の範囲内で、職務内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して定めること（2頁3参照）になります。

（注 断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書（様式第5号）（4頁）に書き切れない場合は、参考例（任意様式、5・6頁）に記載したものを添付しても差し支えありません。）

III 減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 所定労働時間数、実作業時間数及び待ち時間数の特定

① 始業・終業時刻や休憩時間数から、所定労働時間数（A）を特定する。

② 所定労働時間数のうち実作業時間数（B）と待ち時間数（C）を特定する。

※ 所定労働時間数（A）＝実作業時間数（B）＋待ち時間数（C）（休憩時間は含みません。）

※ 且によって所定労働時間数、実作業時間数及び待ち時間数が異なる場合には、所定労働時間数、実作業時間数及び待ち時間数が一律となる一定の期間（例：1週、1箇月等）を特定し、その期間を平均して1日あたりの所定労働時間数、実作業時間数及び待ち時間数を算出してください。

なお、上記の1日あたりの所定労働時間数、実作業時間数及び待ち時間数の算出に当たっては、実作業時間数は秒単位を切り上げ、待ち時間数は秒単位を切り捨て、これらの合計により所定労働時間数を算出してください。

厚生労働省のHPはこちら



減額特例 様式

検索

からもご覧いただけます。

（２）申請に関するお問い合わせ

岐阜県内7つの労働基準監督署または労働局監督課
にお問い合わせください。

岐阜労働基準監督署

大垣労働基準監督署

高山労働基準監督署

多治見労働基準監督署

関労働基準監督署

恵那労働基準監督署

岐阜八幡労働基準監督署

岐阜労働局監督課

ご清聴ありがとうございました



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare